

群馬県河川整備計画審査会設置要領

(設置)

第1条 河川法第16条の2の規定により群馬県知事が河川整備計画を策定するにあたって、その原案に対し河川に関する学識経験者による提言、助言を行うために、群馬県河川整備計画審査会（以下「審査会」）を置く。

(組織)

第2条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が召集し会長が議長となる。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が審査会に諮って定める。

附則

この要領は、平成12年11月24日より施行する。

群馬県河川整備計画審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県河川整備計画審査会設置要領（平成12年11月24日施行）第6条の規定に基づき群馬県河川整備計画審査委員会（以下「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 議長は、必要と認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め意見又は、説明を聞くことができる。

(議事録)

第3条 議長は会議の概要及び結果を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

2 議事録には、議長が署名するものとする。

(意見の提出)

第4条 審査会は河川整備計画原案に対す意見を取りまとめ、群馬県知事に対して文書をもって提出するものとする。

(会議及び議事録の公開)

第5条 審査会の会議及び議事録は原則として公開とする。

(会議の傍聴)

第6条 審査会の会議を傍聴しようとするものは、議長の承認を受けるものとする。

2 前項の場合において、議長は、会場の規模等により、傍聴しようとする者の人数を制限することができる。

3 議長は、審査会の会議を傍聴する者が会議の秩序を乱した場合、もしくは不穏当な言動をした場合は、その者の退場を命じることができる。

(書面による審査)

第7条 会長は、適切と考えられ事項については、書面にて委員に通知し、委員による書面審査を行うことができるものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、土木部河川課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めのない事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成 1 3 年 1 月 1 4 日から施行する。